

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市は、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組むために地域福祉計画を策定し、平成23年度から平成27年度までを第1期、平成28年度から令和2年度までを第2期の計画期間に位置付け取り組んできました。

これまでの第2期地域福祉計画は、「共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念にかかげ、多様化する近年の様々な課題に対応し、より一層、福祉のまちづくりを推進するため、地域住民、行政、関係団体がそれぞれの役割を明確にし、共に支え合う仕組みづくりの確立を目指して推進してきました。

我が国は、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱えています。課題解決のために「地域の力を強化する」との考え方から、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、ニッポン一億総活躍プラン(2016年(平成28年)6月2日閣議決定)のもと、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。これに伴い、社会福祉法が改正され、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題については、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す地域福祉推進の理念が規定されました。

第3期となる地域福祉計画は、住民に身近な圏域において、分野を越えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、分野の縦割りを越えて関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の体制づくり構築を目指して策定するものです。

I 相談支援

介護、障害、子ども、生活困窮等の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施します。

II 参加支援

介護、障害、子ども、生活困窮等に関する既存制度については、それぞれの制度が緊密な連携を取って取組を実施します。あわせて、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施します。

III 地域づくりに向けた支援

介護、障害、子ども、生活困窮等の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

奥州市地域福祉計画は、「奥州市総合計画」を上位計画とし、奥州市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域福祉推進の理念・基本方針を定めるとともに、地域住民、行政、関係団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本指針となるものであり、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定する行政計画です。

また、奥州市地域福祉計画が地域福祉を推進する「理念計画」であるのに対し、奥州市社会福祉協議会が策定する奥州市地域福祉活動計画は、行政機関、市民などが協働で事業推進を行うための「行動計画」であることから、双方連携しながら地域福祉を推進します。

(2) 他の個別計画との関係

第3期奥州市地域福祉計画は、奥州市における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、「奥州市子ども・子育て支援事業計画」、「奥州市健康増進計画」、「奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「奥州市障がい者計画」及び「奥州市地域医療介護計画」等の福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。

また、本計画には次の「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の各項目を盛り込み、関連する各個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図る計画とします。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

平成29年12月12日付 各都道府県知事・指定都市長・中核市長宛通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインより

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - (2) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - (3) 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - (6) 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (10) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- (2) 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- (3) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- (4) 利用者の権利擁護
- (5) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

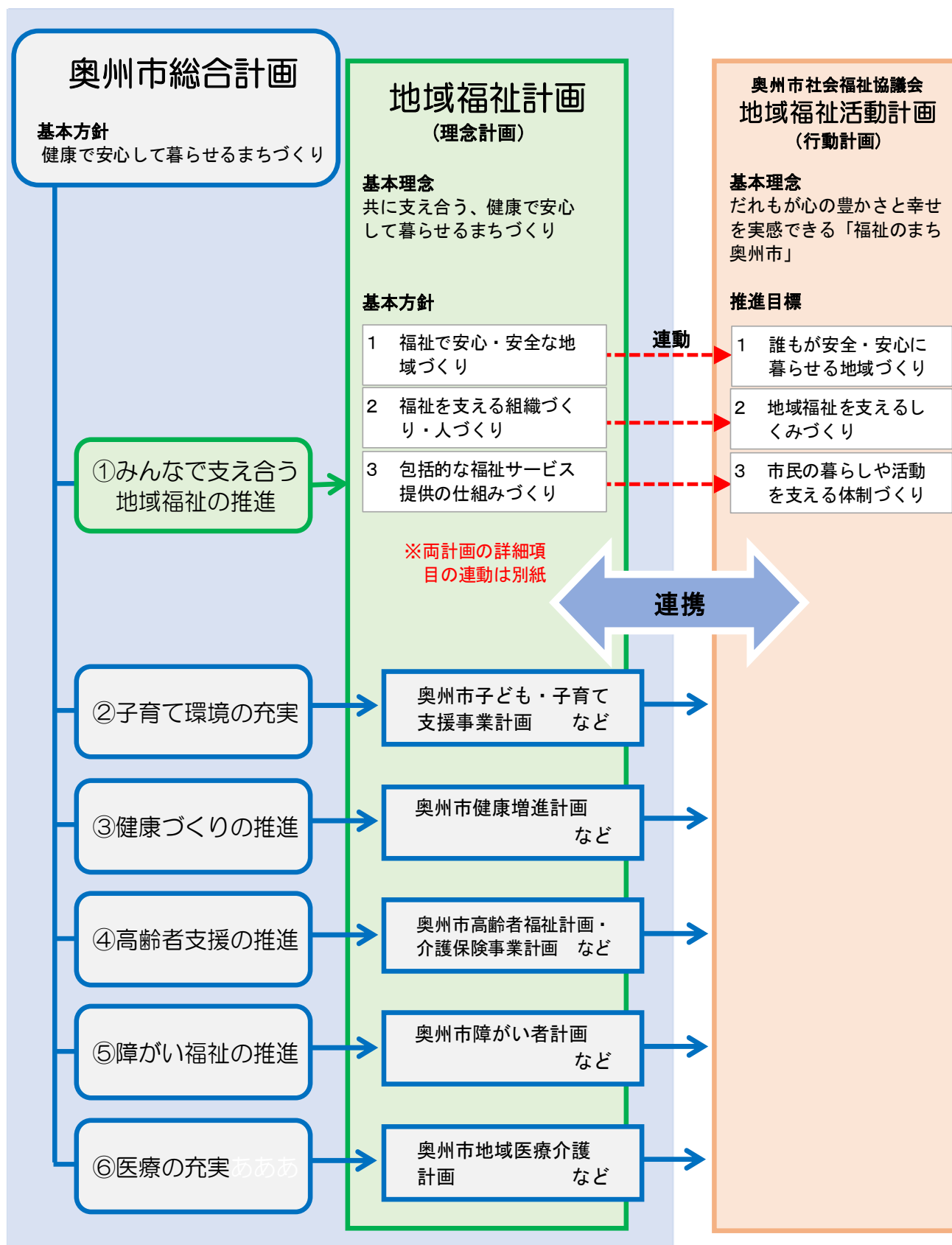
- (1) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- (2) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- (1) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- (2) 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- (3) 地域福祉を推進する人材の養成

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- (1) 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築



地域福祉計画と地域福祉活動計画の連動

第3期奥州市地域福祉計画

基本方針 施策の基本方向

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進

- (1) 地域の見守り体制の充実・強化
- (2) 日常生活を支え合う仕組みづくり
- (3) 地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
- (4) 助け合いを醸成する情報共有・情報発信

2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉活動の拠点づくり
- (2) 地域福祉活動に向けた財源確保
- (3) 災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

1 移動制約者の支援の仕組みづくり

- (1) 移動制約者の支援の仕組みづくり

2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進

- (1) 新規事業の参入を促進させる支援体制
- (2) 社会福祉法人の地域での活躍を促進させる体制整備
- (3) 地域における社会福祉活動の推進

3 地域福祉を支える人材の育成

- (1) 「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
- (2) 地域を担う人材の育成
- (3) 子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり

- (1) 権利擁護事業の周知と利用支援

2 丸ごと受け止める支援の体制づくり

- (1) 制度の垣根を越えた包括的な支援体制
- (2) 課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
- (3) 制度の狭間の問題を見逃さない支援体制

3 必要なサービスにつなげる体制づくり

- (1) 住民に身近な相談支援体制の整備
- (2) 適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
- (3) 利用者のサービス選択を確保する体制づくり

奥州市社会福祉協議会

第3次奥州市地域福祉活動計画

推進目標 推進テーマ

1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1) 身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
- (2) 日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
- (3) 地域住民とつながりをつくり暮らしをいこう
- (5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

- (4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう

2 地域福祉を支える仕組みづくり

- (2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう

- (6) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう
- (5) 地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう

- (3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう
- (1) 地域の担い手や人材を育成しよう
- (4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- (5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう

- (2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
- (3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
- (4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
- (6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

- (1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう

3 計画期間

第3期奥州市地域福祉計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、状況が大きく変化した場合には、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

4 計画の推進

（1）計画推進のための各分野の取組

年齢を重ねても、障害があっても、誰もが住みなれた地域の中で、自分らしい生き方を全うしたいと考えるとき、公的制度による福祉サービスで支援していただくだけでは全ての福祉ニーズには対応できず、支援が十分でないことが明らかになってきています。

基本的な福祉ニーズは公的福祉サービスで対応することを原則としますが、制度の隙間を埋める分野を越えた包括的相談体制による支援の提供も必要です。また、地域には多様で複合的な地域生活課題が潜在しており、課題解決に対応するための地域の福祉活動は、地域に暮らす住民一人一人の協力・参画が必要です。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人一人が生きがいのある暮らしを送り、地域をともに創っていくための取組を次のように位置付けます。

ア 個人・家庭の取組

家庭は、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につける場として、最も重要な場所です。子どもの頃から相手を思いやり互いに理解する心を育むこと、また地域には様々な人が生活しており、互いにつながりを持ち、支え合い、助け合うことが大切であることを一人一人が理解できるように家庭で教えることが必要です。

- ・家族一人一人がそれぞれの役割を認識し、お互いを尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つように努めます。
- ・家族で地域行事に参加することで、住民同士が互いにつながりを持ち、お互いに支え合い、助け合いながら生活をしていることを自然に身につけて理解していきます。

イ 地域コミュニティ（自治会・町内会及び自主防災組織）の取組

地域で行う活動や行事に参加することは、住民同士のつながりを築くきっかけとなります。つながりを築くことにより、その地域における潜在的な地域生活課題が明らかになり、把握することができます。

- ・地域コミュニティで抱える地域生活課題を共有し、行政、社会福祉協議会、ボラン

ティア団体等と連携しながら、地域生活課題の解決に向け自主的に取り組む仕組みの構築に努めます。

- ・自主防災組織は、平常時から防災意識を高め、災害時には避難行動要支援者の避難支援に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

ウ ボランティア・市民活動団体の取組

ボランティア・市民活動団体は、特定の目的をもって組織された機能的な団体として意欲的に活動するため、これからの地域福祉の担い手として期待されます。ボランティア・市民活動団体は、目的に賛同する自発的なメンバーによって開拓的で即応的な活動ができるため、地域とのつながりを推進していくための活動に関する情報を積極的に発信するとともに、参加を希望する住民を受け入れる体制を構築していく必要があります。

- ・ボランティア・市民活動団体が町内会等の自治組織と交流を図りながら活動することで、地域における支え合いの担い手として、より一層活発な活動が期待できます。
- ・ボランティアに関心がある人の参加を促すとともに、支援を必要としている方の地域生活課題と、ボランティアに参加する人の意欲や技能を結びつけられるように活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

エ 民生児童委員及び地域の福祉関係者の取組

民生児童委員は、行政等と協力しながら、生活支援を必要とする方への相談や援助活動を行うとともに、地域の見守り、子育てサロン、ふれあいサロンなどの地域活動を通じて、一人暮らし高齢者の見守りや悪徳商法被害の防止、児童虐待防止や家庭内暴力への対応、ひきこもりへの支援など、地域福祉の中心的な役割を担っています。

住民の地域生活課題に対して適切な支援を行うため、関係機関と情報共有しながら、地域の福祉関係者の協力のもと円滑に活動できる地域の支援体制を構築し、自治会長・町内会長、行政区長等と協働して、問題発見時の連絡通報体制の整備と相談支援活動の充実を図ります。

- ・住民の身近な支援者である民生児童委員等の地域の福祉関係者は、研修や会議に積極的に参加し資質の向上に努めます。
- ・民生児童委員等は地域で困っている方やその家族に対し、行政や市民活動団体、福祉サービス事業所等との情報交換を行い、連携しながら相談と支援に努めます。

オ 社会福祉法人及び福祉サービス事業所の取組

社会福祉法人及び福祉サービス事業所は、福祉サービスを提供するための高度で専門的な知識や技能を有し、支援を必要とする方の福祉ニーズに適確に対応しています。

社会福祉法人等が持つ専門的な知識や技能、様々な福祉サービスのノウハウ等は、貴重な地域社会資源であり、地域で発見された専門的な対応を要する課題や困難な事例に対応することができます。一方、福祉サービス事業所を利用していない対象者は、生活課題の発見が遅れることもあることから、地域住民と協働で生活課題の早期発見と早期解決に向けて取り組む必要があります。

- ・支援を必要とする方に対して、適切な福祉サービスが提供されるように体制の構築と

人材の確保に努めます。

- ・地域生活課題の早期発見と早期解決に向け、地域住民と協働した取組を推進します。
- ・地域の身近な福祉ニーズに対応した新たな福祉サービスの提供を検討します。

カ 企業の取組

多様で複合的な地域生活課題を抱える住民を支援する福祉サービスを検討する際に、既存の福祉サービスだけでは対応できない場合も考えられます。様々な地域生活課題に対応するために、公的福祉サービスだけに頼らず、民間事業所が取り組む新規事業や公益的な取組などの新しい社会資源の開発と活用が求められています。

- ・地域生活課題を解決するために、企業による社会福祉を目的とした公益的な取組の活用を検討します。

キ 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会は、「地域住民が主体となって地域福祉の推進を図るための組織的活動を行うことを目的とする民間の自主的な組織」として位置づけられています。社会福祉協議会は、地域の様々な福祉関係者によって構成され、社会福祉法に基づいてこれら関係者間の連絡調整を行い、社会福祉活動を行う人々を支援する中立的で公共性の高い民間団体です。

社会福祉協議会が、営利・非営利、公的・民間を問わず様々な個人・団体などとの協働によって、多様な福祉ニーズや地域生活課題に応える活動や事業を開発し、行政施策へつなげる公民協働の場を提供する役割は、地域福祉の推進に大変重要です。

- ・地域における助け合いや福祉活動への参加など住民の自主的活動を推進するとともに、地域福祉推進団体等への活動支援を推進します。
- ・自治会や行政区などの身近な小地域を福祉活動の基本圏域とした日常の支え合いや見守り活動の取組支援を推進します。
- ・住民のボランティア活動を支援し、登録、斡旋、相談、解決などのコーディネート業務を実施します。また、ボランティア活性化に向けた取組を推進し、各団体間のネットワーク強化に努めます。
- ・地域生活課題を解決するために、市内の相談機関との連携体制を構築し、お互いに取り組んだ相談ケースから解決の方法を共有し合うことで、相談機関の能力向上を図ります。
- ・地域住民及び町内会等の自治組織、福祉関係者、ボランティア、社会福祉施設はもとより、福祉分野の枠組を超えた団体や機関が地域生活課題の共通理解を図り、役割分担をしながら一丸となって奥州市の福祉を高める活動を推進します。

ク 行政の取組

地域福祉計画を他の福祉分野の個別計画の上位計画に位置付け、「奥州市子ども・子育て支援事業計画」、「奥州市健康増進計画」、「奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「奥州市障がい者計画」、「奥州市地域医療介護計画」など分野別の個別計画との調和を図りながら、地域住民の福祉と健康づくりを推進します。

地域福祉活動を進めるにあたり、地域で発見された地域生活課題全般を受け止める総合的なコミュニティ施策が必要です。年齢や障害の有無、程度や種類といった従来の福祉の枠にとらわれず、多様で複合的な地域生活課題に対応するためには、防災や防犯、教育や文化、就労、公共交通、まちづくり、住宅など、幅広い視点で取り組む必要があります。

制度的に位置づけられた公的福祉サービスが適切に提供されるように努めるとともに、複合的な地域生活課題を抱える住民や世帯には、庁内の各部署で連携しながら分野を越えた包括的支援体制により相談者に寄り添った支援を推進します。

住民による地域福祉活動、福祉サービス事業所による福祉サービスと公的福祉サービスとが互いに働きかけあい、住民が地域で安心して暮らし続けることができるように努めます。

- ・住民による地域福祉活動が疲弊することなく継続できるように活動の基盤整備に努めます。
- ・地域福祉活動の中心的な役割を担う奥州市社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図りながら協働により地域福祉を推進します。
- ・各種広報活動等を通じて、地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透を図り、地域で暮らしやすい環境を整えるための啓発に努めます。
- ・住民に寄り添った支援を行うために、庁内の各部署や関係機関との連携を図るなど包括的支援体制の構築に努めます。

(2) 地域福祉推進のための圏域の単位

地域福祉の推進にあたり、市や社会福祉協議会など全市で取り組む圏域を第1層、住民の生活圏域を踏まえた地域又は振興会の圏域を第2層、より身近な小地域の実践活動の基本区域にあたる行政区の圏域を第3層とし、各圏域の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。なお、奥州市社会福祉協議会で進める地域セーフティネット会議の圏域は、第3層を基本にしています。

ア 第1層（市や社会福祉協議会など全市の単位）

基本的な福祉サービスの提供や第2層及び第3層への支援を行います。また、専門性の高い相談や広域的な対応を行います。市は庁内の各部署、社会福祉協議会、関係機関と連携しながら地域福祉を推進します。

イ 第2層（地域又は振興会の単位）

地域福祉活動を推進するためには、地域内の福祉活動に主体的に参加する住民の意思を反映させるとともに、地域に生活する住民にしかみえない、また、身近にいないければ早期発見しにくい地域生活課題を収集する必要があります。

- ・山間地や市街地の地域ごとの特性や強みを活かして地域福祉活動を推進します。
- ・第3層だけで解決できない課題を収集し、その課題を関係機関等へ相談することで問題の早期解決に努めます。

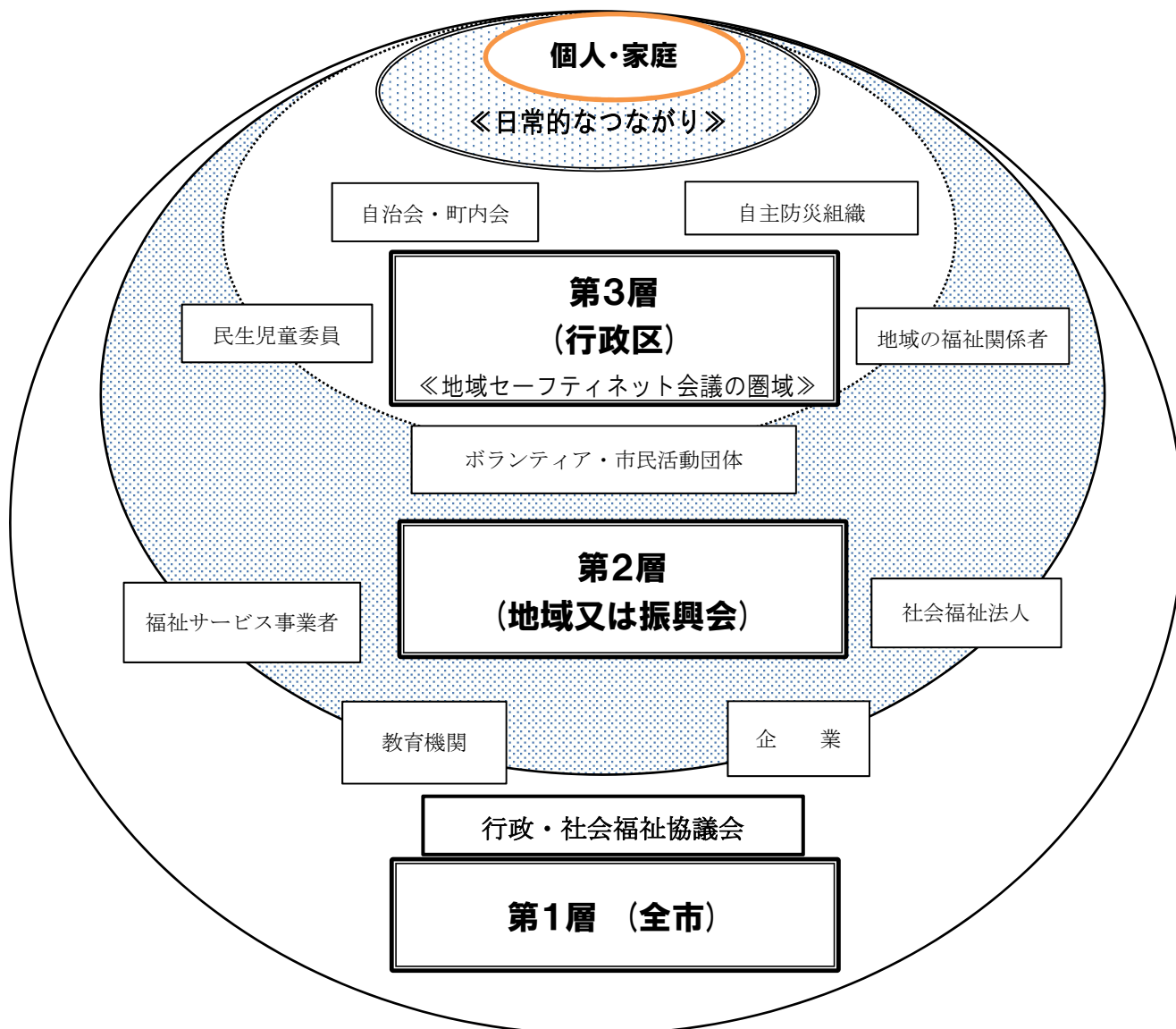
ウ 第3層（行政区の単位）

近年、地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、さらに地域内の人と人とのつながりや地域への帰属意識の低下などにより、地域社会の脆弱化が懸念されています。

しかし、地域は生活の場であり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくりなど、様々な活動の基本となる場所です。地域生活課題を解決するためには、人と人とのつながりと、地域のまとまりを高める必要があります。

- ・地域生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくりを進め、地域生活課題について話し合える場をつくります。
- ・支援を必要とする方を支えるために、自治組織、ボランティア・市民活動団体、行政等と連携し、住民相互の協力による助け合いを推進します。
- ・住民同士がつながりを持ち、「支え合い・助け合い」による「共助」の意識の醸成に努め、地域活動への主体的な参加を推進します。

○ 地域福祉推進のための基本単位



5 計画の推進の評価

地域福祉計画の推進にあたり、行政のみではなく、住民、自治会・町内会などの自治組織、福祉サービス事業所、ボランティア・市民活動団体、そのほか様々な団体や機関が連携を図りながら取り組む必要があり、評価についても同様であります。

しかし、地域福祉計画は理念計画であるため、端的な数値による検証はできません。そこで、社会福祉協議会と協働し、福祉、地域、教育、産業経済、学識経験者、市民公募などの委員からなる「奥州市地域福祉推進市民会議」を設置し、意見や提言をいただきながら、計画の評価を行ってまいります。その際、活動指標は設定しませんが、評価の調査項目(資料P53)を設定しながら、現状を把握してまいります。

また、社会情勢の変化も踏まえて、地域福祉計画の見直しについて意見をいただきます。